

認定農業者制度の見直しについて

農業サービス事業体に対する支援の充実

対策のポイント

担い手の育成や地域農業の維持・発展を図る観点から、農作業を請け負う農業サービス事業体に対し、機械・施設の取得等に必要な資金を融資します。

（「農業サービス事業体」について）

農業サービス事業体とは、育苗、耕起、田植え、防除、刈取、乾燥・調整といった栽培から出荷までの農業生産行程の一部又は全部を請け負う事業体のことを言います。

農作業の一部を受託する建設業者等も農業サービス事業体に該当します。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>

認定農業者 約23万

集落営農 約1万2千

<農業構造の展望（平成27年）>

→ 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万

→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

耕作放棄地の解消

5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す

<内容>

担い手の規模拡大や、農地の維持、遊休農地の解消のために農作業受託を行う農業サービス事業体に低利の資金を融資します。

- 1 貸付対象者：農業サービス事業体
担い手の育成や地域農業の維持・発展に資する実現可能な計画（農作業受託量を5年以内におおむね20%以上増加等）の策定が必要です。
- 2 資金用途：
農作業の受託に必要な機械・施設の取得等
- 3 金利：2.0%（平成19年8月20日現在）
- 4 貸付限度額：負担額の80%
- 5 償還期限：15年以内（据置3年以内）
- 6 融資機関：農林漁業金融公庫

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]

農業経営創業・事業拡大支援事業（新規）

【平成20年度概算要求額：168,000（0）千円】

対策のポイント

農業経営の多角化を目指す農業法人に対し、中小企業政策部局と連携して、相談窓口の設置、異業種産業とのマッチングによる販路拡大、生産に止まらず加工・営業・販売までの経営全般を見据えた経営革新の取組を支援します。

(例)

- ・ (独) 中小企業基盤整備機構との連携の下で、経営相談活動や各種支援施策の情報提供活動を行います。
- ・ ビジネスマッチング等の商談会への出展を支援します。
- ・ ビジネスプランコンペティションにより選ばれた優れたビジネスプランの実現を支援します。

政策目標

<平成17年> 法人経営 約8千	→	担い手の育成・確保 <農業構造の展望(平成27年)> 効率的かつ安定的な法人経営 1万
---------------------	---	---

<内容>

1. 支援施策の周知徹底

中小企業レベルの経営相談に応じるため、(独) 中小企業基盤整備機構との連携の下で、経営相談活動、専門家派遣、経営支援セミナーの開催や各種支援策等の情報提供を実施します。

【補助率：定額】

2. 異業種産業とのマッチングによる販路拡大等への支援強化

農業法人の販路拡大や人材育成を支援するため以下の取組を実施します。

- ① 流通、サービス産業分野とのコーディネートを果たす機関を支援
- ② ビジネスマッチング等のフェア開催の企画立案、各種商談会への農業法人の出展や農村起業新商品ビジネス市開催への支援
- ③ 新事業展開等に必要な知識等の講座、経営システムを担う経営者、管理者等の研さん・教育講座の開催を支援

【補助率：定額】

3. 経営全般を見据えた経営革新の取組を支援

生産に止まらず加工・営業・販売までを行う多角的なビジネスモデルの創出を目指し、農業法人が抱く経営革新への取組テーマをコンペ形式によって評価し、優良なビジネスプランについて、その実現に必要な新商品開発やマーケティング等の活動を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体等】

【事業実施期間：平成20年度～24年度】

(担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2143 (直))
経営局普及・女性課 (03-3591-5831 (直)))